

平成 18 年 5 月 18 日

コンテンツ専門調査会
委員 日 枝 久

「知的財産推進計画（コンテンツ分野）について」に関する意見

知的財産立国の実現に向けて「知的財産推進計画」が果たしてきた役割は極めて大きく、今後とも、同計画がわが国の文化の向上にいっそう寄与することを期待しております。

また、「知的財産推進計画 2006」の取りまとめに向けて作業を進めてこられた事務局のご尽力に敬意を表する次第です。

このたび「知的財産推進計画（コンテンツ分野）について」を拝見していくつか思慮する点がありましたので、別紙のとおり修正案の形で意見を提出させていただきます。

よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

(別紙)

「知的財産推進計画(コンテンツ分野)」修正案

P 2 1 . (1)

【現在の記述】

2011年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現するため、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いを早期に明確化し、2006年度中のできるだけ早い国会に、著作権法及び電気通信役務利用放送法の改正案を提出する。

【修正】

電気通信役務利用放送法に関する記述は削除すべきである。

【理由】

IPマルチキャスト放送の著作権法上の取り扱いを早期に明確化するうえで電気通信役務利用放送法の改正が必要な理由は全くない。

P . 3 1 . (2) a)

【現在の記述】

a) 2006年度に措置することとされている地上波デジタル放送に関わるコピーワンス技術の緩和に向けた見直しに代表されるように、一定の枠組における電波利用方式の設定・実施、放送関連機器・システムの規格・運用に関わるプロテクションシステムの設定に関しては、こうした技術規格等が事実上の利用に当たっての制約になり得るということを踏まえ、行政としても、2006年度以降も引き続き、ユーザー、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得、その検討プロセスを公開してその透明化を図ることによりシステム間の競争を促進する。また、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護の双方の観点から、バランスのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するとともに、透明、競争的かつ継続的な見直しプロセスの明確化を図る。

【修正】

a) 2006年度に措置することとされている地上波デジタル放送に関わるコピーワンス(コピーワンスジェネレーション)の再検討に代表されるように、一定の枠組における電波利用方式の設定・実施、放送関連機器・システムの規格・運用に関わるプロテクションシステムの設定に関しては、(削除)行政としても、2006年度以降も引き続き、ユーザー、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得、その検討プロ

セスを公開してその透明化を図ることによりシステム間の競争を促進する。また、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護の双方の観点から、バランスのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するとともに、透明、競争的かつ継続的な見直しプロセスの明確化を図る。

【理由】

- ・ 「コピーワンス」は、“規制”ではなく、“緩和”するという性格のものではないため。また、コピーワンスは、“技術”ではなく“ルール”であるため。
- ・ コピーワンスのルールは、“技術規格”ではないため、「こうした技術規格等が…踏まえ、」の記載は事実誤認であるため。

P 6 2 .(1) a)

【現在の記述】

自分の権利は自分で守るとの原則の下、実演家の組織力の強化を促し、映像に関する実演家の活動環境や著作権等に関する映画会社・放送事業者とのルールづくりに向けた協議を支援する。

【修正】

自分の権利は自分で守るとの原則の下、実演家の組織力の強化を促し、映像に関する実演家の著作権等に関する映画会社・放送事業者とのルールの確認と遵守を促進する。

【理由】

“活動環境のルール”の意味するところが曖昧であり、削除すべきである。実演家の放送番組出演に関する権利についてであれば、すでにルールが存在しており、現在のルールの確認・遵守の促進を持って足りると考える。仮に、実演家の出演した放送番組の“二次利用”に関するルールについての記述であるならば、“ルール作りに向けた協議を支援する”でもやむをえない。

以 上